

小口資金融資規程

(昭和 42 年 3 月 16 日規程第 1 号)

(名称)

第 1 条 この事業は、小諸市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が行う小口資金融資制度とする。

(目的)

第 2 条 この事業は、市内の低所得者等に対し小口貸付をし、もって自立更生援護を図ることを目的とする。

(貸付対象)

第 3 条 この規程により、貸付を受けることのできる世帯は原則として次の各号のいずれの要件を満たすものとする。

- (1) 小諸市に住所を有し 1 年以上経過した者
 - (2) この資金の借受人又は保証人の世帯員でない者
- 2 前項に定めるほか、生活保護の申請者であって、保護費の支給及び支給決定日までの期間、緊急に資金が必要であると福祉事務所長が認めた世帯

(貸付金の限度額)

第 4 条 貸付金の限度額は、30,000 円以内とする。

(貸付の方法及び利子)

第 5 条 貸付金の償還期限は、10 ヶ月以内でその間は無利子とし期限経過後は年率 10% の延滞利子を徴収できるものとする。

- 2 毎月 25 日迄に返還する。

(償還金の不能欠損処分及び債権放棄)

第 6 条 小諸市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）は、止むを得ない特別な事情により貸付金を償還することができなくなったと認められるときは、理事会及び評議員会の承認を得て償還未済額の全部又は一部を免除することができる。

- 2 不能欠損処分及び債権放棄は、次の各号の一に該当するときとする。
- (1) 借受人、連帯保証人等（以下「償還義務者」という。）が死亡又は住所不明で、今後とも住所の確認が見込まれないとき。
 - (2) 当該償還未済額について時効が成立したとき。
 - (3) その他、会長が特に必要と認めた場合。

(償還方法)

第7条 資金の償還は一括又は月賦とする。但し借受人の希望により繰上償還することができる。

2 期間内に返済しない場合は、社協が借受人に催告し受領する。

(保証人)

第8条 この資金の貸付を受けようとする者は、保証人1名を立てなければならない。

(1) 保証人は返済が完了するまで責任をもって指導すると共に連帯して責務を負担する。

(2) 保証人は、原則として市内に居住する成年者であって、独立の生計を営みその世帯の更生に熱意を有し身元確実な者をする。

(3) この貸付を受けている者又はこの借受人の保証人になっている者は、原則としてこの貸付を受けようとする者の保証人となることはできない。

2 次の各号の全てに該当する者については、保証人を省略することができる。

(1) 市内及び市外の居住者についても保証人を立てられない者

(2) 生活維持のために緊急に必要ななど、やむを得ないと認められる者

(3) 返済が可能と見込める者

(民生児童委員の役割)

第9条 民生児童委員は、資金の貸付対象となる低所得世帯について世帯状況の情報を社協へ提供する等、社協の貸付及び償還業務に協力する。

(貸付業務の処理方法)

第10条 この資金貸付を受けようとする者は、別紙に定める小口資金借入申込書を会長に提出する。なお、借入申込書には借入申込者及び保証人の身分証明となる書類を提示し、その写しを添付する。

2 借入申込者は貸付の決定をうけたときは、資金借入借用書に本人及び保証人の署名押印をし、借用書と引換えに資金の交付を受けるものとする。

3 この資金の貸付は、会長が年度ごとに理事会に報告する。

4 借受人が借受期間中に支払いでき得ない正当な理由が生じた場合は、会長に支払猶予を申請することができる。会長はその決定により、借受人に通知するものとする。猶予期間中は無利子とする。

7 貸付金の原資がつきた場合は、その返済金の融通がつくまで融資を拒絶することができる。

(異動の届出)

第11条 借受人に次の事態が発生したときは、速やかに会長に届け出るものとする。

- (1) 住所を変更した場合
- (2) 災害を被った場合
- (3) 死亡した場合

(資金の活用)

第12条 この資金は、第2条の目的に添うよう効果的に活用されなければならない。

(資金の区分)

第13条 この資金は、一般会計のうち資金貸付事業経理とし貸付金及び事務費に区分し明確に処理するものとする。

第14条 この資金の会計監査は、社協監事がこれに当たる。

(流用禁止)

第15条 資金は銀行等確実な金融機関へ預け入れるかし、他に流用してはならない。但し、会長が必要と認めた場合はその限りでない。

第16条 この資金の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第17条 この資金は、生活福祉資金及び母子福祉資金借入者、生活保護受給者に対しては原則として貸付は行わない。

(責任体制の確立)

第18条 会長はこの資金の取扱いに当たり小口資金事務取扱い責任者を定め、常に責任の所在及び業務実施の状況を明確にしておかなければならない。

第19条 事務局に備え付けるべき帳簿書類はつぎのとおりとする。

- (1) 小口資金借入申込書
- (2) 同借用書・返還状況調書
- (3) 小口資金通帳
- (4) その他必要な書類

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、昭和43年10月30日より施行する。

附 則

この規程は、昭和48年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。